

## 大阪ポーカーリーグのスポーツポーカー憲章

この憲章は、大阪ポーカーリーグ（以下「本会」という。）の目的とするスポーツポーカーの振興を図るため、スポーツポーカー精神を育むとともに、本会加盟団体の使命・役割、及び本会の加盟競技団体における競技者規程等を定めるための基準を示したものである。

「スポーツポーカー精神」とは、自らスポーツポーカーを行うことに意義と価値をもち、スポーツポーカーの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーに代表されるマナー、エチケットなどのスポーツポーカー規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性等に応じて、主体的・継続的にスポーツポーカーの楽しさや喜びを味わうことを意味するものとする。

### 第1条 スポーツポーカーの意義

スポーツポーカーは、人々が楽しみ、より充実して生きるために、自発的に行う活動である。  
生涯を通じて行われるスポーツポーカーは、豊かな生活と文化の向上に役立つものとなる。

### 第2条 スポーツポーカーを行う者の心得

- スポーツポーカーを愛し、楽しむために、自発的に行う。
- 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を常に尊重する。
- 常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くす。
- 賭博行為の禁止に関する規定を遵守する（各関係法規、特に風営法と賭博法を遵守する）。

### 第3条 加盟団体の使命・役割

本会加盟団体は、この憲章の趣旨に沿って、スポーツポーカーの健全な普及・発展をはからなければならない。

#### 第4条 憲章の適用

この憲章は、本会加盟団体に対して適用されるものである。  
なお、本会の加盟競技団体の登録競技者に対する規程は、当該団体がその責任において設けるものとする。但し、当該団体に特別の規定が無い場合は、この憲章が本会の加盟競技団体の登録者にも適用されます。

#### 第5条 競技者規程の制定

本会の加盟競技団体は、この憲章に基づき独自の競技者規程を制定するとともに、その規程を本会に届け出なければならない。

#### 第6条 加盟団体の役員

本会加盟団体の役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

#### ポーカー賭博行為等の禁止

本会加盟団体役員や本会加盟団体の登録競技者が自ら行う賭博行為若しくは類似行為は勿論のこと、賭博行為に参加するしないに関わらず、ポーカー賭博等を行っている場所への立ち入りも一切禁止します。

万一本会加盟団体の関係者が立ち入っている事実が判明した場合は、即刻、本会加盟を取り消し一切の権利を剥奪します。

本会加盟団体役員は本会加盟団体登録競技者の行動管理に責任があります。

一人の本会加盟団体登録協議者の素行が原因でその者が属する本会加盟団体の他の登録協議者も権利を剥奪されることもあります。

加盟団体役員は常に登録協議者の素行に気を配り不法行為を行わせないように努める義務を有します。